

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて  
(令和3年6月21日以降)

愛知県を対象区域とする緊急事態宣言が6月20日をもって解除し、6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置への移行が決定されました。これを受けて学校体育施設開放事業における施設の開放時間を引き続き午後8時までといたします。それに伴い、還付金額も下記のとおり変更となります。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和3年5月12日(水)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後8時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後8時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

令和3年5月12日(水)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

施設名	通常の開閉終了時間	時間短縮による開閉終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300円/回
武道場	午後10時		100円/回
校庭	午後9時		170円/回

令和3年4月20日(火)から5月11日(火)まで

施設名	通常の開閉終了時間	時間短縮による開閉終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後9時	150円/回
武道場	午後10時		50円/回

※校庭は本来の開閉時間(午後9時まで)になるため、還付はありません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(5月12日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※複数回使用分まとめた請求にご協力ください。

※提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和3年4月20日(火) から当面の間

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館3階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可)

TEL:0532-51-2866